

指 示

平成24年6月15日

飯舘村長 殿

写) 福島県知事 殿

平成23年(2011年)福島第一原子力発電所
事故に係る原子力災害対策本部長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第3項に基づき、下記のとおり指示する。

記

平成23年4月22日の原子力災害対策本部長指示により、飯舘村において設定されている計画的避難区域については、平成23年12月26日に原子力災害対策本部において決定した「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」を踏まえ、平成24年7月17日午前0時をもって、別紙のとおり、①避難指示解除準備区域、②居住制限区域及び③帰還困難区域に見直し、各々の区域の居住者等に対してその旨周知するとともに、引き続き避難を継続させること。

以上

避難指示解除準備区域	<p>(八木沢・芦原行政区、大倉行政区、佐須行政区及び二枚橋・須萱行政区の全ての区域)</p> <p>飯舘村八木沢の全ての区域 芦原の全ての区域 大倉の全ての区域 佐須の全ての区域 二枚橋の全ての区域 須萱の全ての区域</p> <p>国有林磐城森林管理署 2208林班から2234林班、2342林班から2344林班、 2360林班から2365林班</p>
居住制限区域	<p>(草野行政区、深谷行政区、伊丹沢行政区、関沢行政区、小宮行政区、宮内行政区、飯樋町行政区、前田・八和木行政区、大久保・外内行政区、上飯樋行政区、比曽行政区、蕨平行政区、関根・松塚行政区、白石行政区及び前田行政区の全ての区域)</p> <p>飯舘村草野の全ての区域 深谷の全ての区域 伊丹沢の全ての区域 関沢の全ての区域 小宮の全ての区域 沼平の全ての区域 飯樋の全ての区域 比曽の全ての区域 蕨平の全ての区域 関根の全ての区域 松塚の全ての区域 白石の全ての区域 前田の全ての区域</p> <p>国有林磐城森林管理署 2301林班から2303林班、2306林班から2309林班、 2313林班から2341林班、2345林班から2359林班</p>

帰還困難区域	(長泥行政区の全ての区域) 飯舘村長泥の全ての区域 国有林磐城森林管理署 2304林班、2305林班、2310林班から2312林班
--------	--